

行職員のための

「相続・贈与」 なまほどセミナー

★第10回★

「株式の評価方法②」

前回に引き続き、今回も株式の評価方法について見ていきましょう。取引相場のない会社の株式をどのような手順で評価していくべきか、具体的な事例を挙げて解説することにしましょう。



ただし、中会社の場合には、さらに大・中・小と細かく分類され、評価算式上で違いが出てきます。大会社に近い中会社であるのか、小会社に近い中会社であるのかによって、併用方式における類似業種比準価額の割合(しの割合)が違ってくるのです(前回参照)。例えば、サービス業で従業員数が80名、総資産額が3億円、取引金額が15億円の会社があるとします。この会社は、総資産額基準では中会社(小)に分類されますが、取引金額基準を見ると中会社(大)

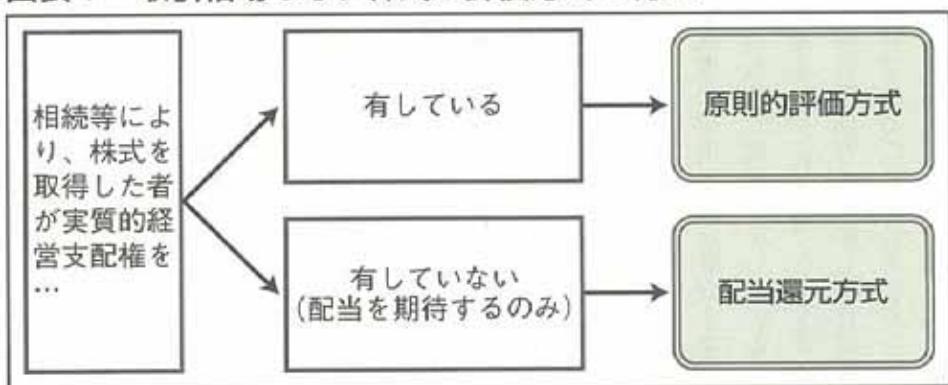
ます(図表2)。

原則的評価方式では、大会社、中会社、小会社で評価方法が異なりますので、会社の規模を判定することが必要です。具体的には、評価する株式を発行した会社を、業種別に従業員数、総資産額および取引金額の組合せにより区分します(図表2)。

前

回
(11月1日号)
とおり、非公開会社の株式など取引相場のない株式は、原則的評価方式または配当還元方式により評価します。評価方式の判定方法は、図表1を参考にしてください。

図表1 取引相場のない株式の評価方式の判定



より価額の低い方式を採用できることに留意

です。2つの基準のうち、大きいほうである中会社(大)がこの会社の会社規模ということになります。

株式の評価方式は、会社の規模

によって図表3のとおりそれぞれ定められています。

基本的な考え方としては、大会

図表2 会社規模の判定基準（小売・サービス業の場合）

以下の2つの基準のうち、大きいほうの会社規模で判断							
<総資産額基準>		<取引金額基準>					
総資産額	従業員数					会社規模	
	5人以下	30人以下	50人以下	99人以下	100人以上		
	大会社						
	中会社(大)						
	中会社(中)						
	中会社(小)						
	小会社						

図表3 原則的評価方式のまとめ

大会社の場合
(1) 類似業種比準価額
(2) 純資産価額
(3) (1)と(2)のうち、少ないほうの価額

中会社の場合
(1) 併用方式による価額
(2) 純資産価額
(3) (1)と(2)のうち、少ないほうの価額

小会社の場合
(1) 純資産価額
(2) 併用方式による価額
(類似業種比準価額×0.5+) 純資産価額×0.5
(3) (1)と(2)のうち、少ないほうの価額

社の株式の評価方式は類似業種比準価額、小会社の株式は純資産価額、そして中会社は両者の併用方式となります。

しかし実際には、大会社と中会社については、純資産価額のほうが低ければ純資産価額を採用してもよいことになっています。

一方、小会社においては、純資産価額との割合を0・5とする併用方式を比較し、いずれか少ない価額を採用できます。

取引相場のない株式は、時価を特定しにくく、すぐに換価しにくい財産であるため、なるべく低い値額を採用できます。

図表5にあるような会社について、株式の評価額を求めていきましょう。

まず会社の規模の判定ですが、

それは、具体的な評価方法を見ていくことにしましょう。ここでは、日ごろ取引することが多いと思われる小会社について紹介します。

図表4 純資産価額方式の計算式

総資産額 (相続税評価額)	- 負債の金額 -	評価差額に対する 法人税額等相当額(注1)
発行済株式数		
(注1)相続が発生した時点で発行会社が清算した場合に課せられる法人税額等に相当する金額。具体的には相続税評価額による純資産価額(総資産価額-負債金額)と帳簿価額による純資産価額の差額(評価差額)に42%を乗じて計算した金額		
(注2)同族グループの持株割合が50%未満の場合には、上記算式により算出された価額から20%減額する		

この会社は従業員数が10名で総資産額が3000万円の小売業ということで、総資産価額基準では「小会社」に分類され、また取引金額からも「小会社」に分類されます。

続いて純資産価額の計算ですが、直前期の会社の貸借対照表がベースになります。ただし、帳簿

図表5 小会社の評価方法の具体例

控除します。税額等相当額（含み益の42%）を

値額が必ずしも時価を反映しているとは限りませんので、貸借対照表の数字を相続税評価額に置き直して計算していくことが必要です。

そして、相続税評価額ベースの資産額（8000万円）から負債額（2000万円）を差し引き、さらに会社を清算した場合の法人相続税評価額となります。

その控除後の金額（3900万円）は一時点での会社の正味価値といえます。その正味価値を発行済株式数2万株で割った金額1950円が純資産価額となります。

最後に、併用方式による価額（2175円）と比較し、いずれか低い金額を採用します。

今回の事例では、低いほうの1950円が採用する1株当たりの相続税評価額となります。

従業員数	10名	発行済株式数	20000株
業種	小売業	清算所得に対する法人税率	42%
年間取引金額	5000万円	資産合計	相続税評価額
総資産額	3000万円	帳簿価額	3000万円
1株の額面金額	500円	負債合計	相続税評価額
類似業種比準価額	2400円	帳簿価額	2000万円

(1) 純資産価額

$$\frac{8000\text{万円} - 2000\text{万円} - (8000\text{万円} - 3000\text{万円}) \times 42\%}{20000\text{株}} \\ = 1950\text{円}$$

(2) 併用方式（Lの割合0.5）による価額

$$2400\text{円} \times 0.5 + 1950\text{円} \times 0.5 = 2175\text{円}$$

(3) (1)と(2)のうち、低いほうの価額

$$1950\text{円}$$

今回の解説
を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



自社の株式の評価額が分からぬJさん

Jさん「私は、電器製品を小売する従業員が50名の非公開会社を経営していますが、高齢になってきたこともあります。最近、相続について考えるようになってきました。わが社は、近年の景気低迷で赤字が続いているのですが、その場合、株式の評価額はどうなりますか。赤字だと軽減されますか？」

行職員「お客様、取引相場のない株式の相続税評価額の計算方法は、持株割合や会社規模によって詳細に定められています。赤字続きというだけでは、一概に相続税評価額が低くなるとは言えません」

Jさん「そうなんですか!？」

行職員「はい。具体的な評価額は、類似する

業種の上場会社の株価をもとに配当金額・利益金額・純資産価額を比較して算出したり、御社の貸借対照表に計上している資産・負債を相続税評価額ベースに置き直して計算するなどして算出していくことになります」

Jさん「なるほど。当社の場合、赤字でも過去の留保利益から配当を支払っていますし、安い価格で調達した古くからの土地もあります。改めて専門家に株価の算定を依頼する必要がありますね」

★アドバイスのポイント★

取引相場のない株式の評価方法は詳細に定められており、赤字であるか否かは関係ありません。また、具体的な評価額を聞かれても、即答することはできません。相談を受けた場合は、株式評価方法の説明等をまず行なうようにしましょう。